

戦後補償問題と歴史認識育成についての一考察 —判決書教材活用授業による感想文を分析して—

新福 悦郎¹

Study about Postwar Compensation Problem and Upbringing of History recognition. —From a Description of One's Impressions Analysis about the Tuition who Utilized Judgment Paper Teaching Materials—.

Etsuro SHINPUKU¹

¹Department of Human Education, Faculty of Human Studies,
Ishinomaki Senshu University, Miyagi 986-8580, Japan

1. はじめに

従軍慰安婦問題に関連する記事を書いてきたことがきっかけとなり、2014年、北星学園大学に勤務する元朝日新聞記者の非常勤講師に対して、大学側へ脅迫や爆破予告などの問題が起こった。その結果、戦後補償問題について、特に「従軍慰安婦」問題の大学での授業実践は、二の足を踏む結果につながったのではないかと予想される。

学生の中にはインターネットの言説に影響を受けているものが存在する。インターネット上における「慰安婦問題」の記事は、いわゆる「反韓・嫌韓」ものが多く見られる。そのため、大学の授業の中で教師が一方的に持論を説明しても、それを受け止めず、逆に反発する事例も多く見られる。これでは、学生らの「従軍慰安婦」問題についての事実認識はなかなか深まっていくことはない。一方的な持論を封印し、より客観的で公正な資料提供が授業において求められている。学生にどのように説得力を持って事実を説明し理解させるべきなのかが問われている。

本研究では、戦後補償に関わる判決書教材を活用する。判決書教材は、司法の場において裁判官が判断した内容が示されている。その中には、裁判官の目を通した客観的な「事実認定」がある。判決書教材はこの社会が受け入れざるをえないもっとも公正な判断基準であり、事実認定においても多様な見方や見解、解釈がある中で、この社会が認めるべき共通の事実認識として尊重されう

るものである。

そのため、最高裁を頂点とする裁判所が、戦後補償問題として「従軍慰安婦」の問題をどのように判断し、そして「従軍慰安婦」に関わる事実をどのように認定したのか、その内容を理解することはネット上の一方的な言説を乗り越えて、より公正で客観的な判断や事実を学ぶことになるのではないかと予想される。

本研究は、戦後補償問題に関わる裁判に基づいた判決書教材の活用によって、「従軍慰安婦」の事実を学生たちにはたして認識させることが可能なのか、そしてその認識はどのようなものなのか。感想文記述を分析分類し、その学習内容の構成要素を抽出することで明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究

判決書教材を活用した「従軍慰安婦」の授業化については、山元研二の論考がまず第一に挙げられる。

山元は中学生向けの授業開発を3時間構成で実践した。第3次において慰安婦問題を取り上げ、「判決書教材における具体的な被害事実を知ることにより、事前の意識によって示された生徒の意見がどのように変容したのか」「裁判所の判断に対して生徒自身はどのように評価し解決しようと判断したのか」という視点で判決書教材活用による開発した授業の分析を行っている。そして、こ

¹石巻専修大学人間学部人間教育学科

の授業開発が人権尊重を求める学習に資することができたのかという観点からその成果と課題を探ることを目的としている。

1997年春から中学校社会科教科書（歴史的分野）に慰安婦の記述が掲載されるようになったが、それを受けて「従軍慰安婦」の授業が提案された。川田文子編『授業従軍慰安婦』は、小学校・中学校・高校での授業実践が示され、歴史教育や性教育の観点からアプローチした実践事例が多数紹介されている。それらの実践で活用されている教材は、慰安婦の被害者体験の証言資料が多い。それらの実践のねらいとするものは、「国際社会に通用する歴史を学び、人間の尊厳を尊び、人権意識を培ううで『慰安婦』問題は多くの示唆を含んでいる」と説明する。

石出法太・金富子・林博史『「日本軍慰安婦」をどう教えるか』においても歴史教育や性教育の観点から授業実践が提起されている。そこでも、被害者の証言やドキュメンタリー録画を活用して、慰安婦の被害をクローズアップし、この問題を児童生徒達に理解させようとしている。

ところが、それ以後、著書や雑誌などで公表されてきた従軍慰安婦の授業実践は少ない。それは、慰安婦問題が政治的なものとなり、政治的な圧力を懸念した教師が実践を躊躇するようになったという側面もあるが、2012年度以降、中学校の社会科教科書から慰安婦の記述が一切無くなったことの影響もあると思われる。

そのような状況にもかかわらず、慰安婦問題についての授業実践を公表している実践家も見られる。上記の山元もその一人であるが、最近では、中條克俊や平井美津子らがそうである。両者の実践は慰安婦の証言などを活用した実践であるが、中学生たちが「真実を知りたいと願う」姿が見られる。慰安婦問題の授業化が、歴史意識の形成にまで高められる実践であることを示している。

本研究は、あくまでも「戦後補償の判決書教材によって学生らにどのような学びが見られるのか」という視点を大事にしたい。授業感想による分析によって、戦後補償の判決書教材を活用した授業は、教育内容としてどのようなものを内包し、準備しているのかということが明らかになるので

はないかと考える。大学生を対象にした1コマ構成の基礎教養としての慰安婦問題の授業は、これまで提起されてきていない。そのために、本研究による分析は、今後の大学における慰安婦問題を対象とする基礎教養としての学習内容や学習方法のあり方に示唆を与えるのではないかと考えられる。

3. 研究方法

3.1 調査対象者

A大学B,C,D学部1年生～4年生82名に対して、基礎教養科目である「国際社会と現代」において、論者が2016年11月1日に授業を行い、「授業を受けて感じ考え学んだこと」というテーマで感想文を書かせ、提出させた。

「国際社会と現代」の授業は、オムニバスの授業形態で、論者が属する学部の教員14人が一コマずつそれぞれ国際的なテーマをたてて授業を行っている。シラバスでは、テーマについて、「現代社会が抱えている諸問題について種々の学問分野を通じて認識を深め、それらの問題を自らの問題として引き受けることによって自己認識の座標軸を広げる。」としている。

また、到達目標については、「必然的に国際的な様相を呈する現代社会が直面している諸問題を、社会学、教育学、文学、自然科学等の学問分野が、いかなる視点で、いかなる方法論のもとに捉えているかを理解し、大学で学問を専門的に修める基盤とする。」となっている。

本授業は、第5次「裁判判決で考える戦後補償問題」として授業を行い、その81名分の感想文記述を分類分析した。

3.2 授業について

【授業のねらい】

- ① 「戦後71年」というが、その戦争とはいったいどのようなものであったのか、概略を理解する。
- ② 戦後補償問題、特に、韓国との関係において大きな課題となっている「慰安婦」をめぐる問題について、日本の最高裁判所をはじめとする司法機関は、どのような事実を認定しているのかについて理解する。

【導入】

「15 年戦争」とは何か。

① 1931 年満州事変から 1945 年のポツダム宣言受諾までの戦争を言う。

② 加害と被害を含む戦争である。

【展開】

(1) 15 年戦争の歴史的流れ I

1931 年満州事変から 1940 年の大東亜共栄圏、大政翼賛会の歴史的事実について理解する。

(2) 15 年戦争の歴史的流れ II

1940 年日独伊三国軍事同盟から 9 月 2 日降伏文書の調印について歴史的事実について理解する。

(3) 戦後補償問題とは何か。

・15 年戦争における日本の加害責任である。・日本軍は植民地としていた朝鮮半島をはじめ、東アジアや東南アジアにおいて、多大な加害行為を行った。・個人に対する戦後補償である。・日本政府は、国家補償については、サンフランシスコ平和条約や各国と個別に結んだ二国間協定で解決済みとの立場を一貫して主張し、個人の新たな補償を拒否してきた。・具体的には、慰安婦、強制連行、ロームシャ、韓国・朝鮮人と台湾人の元日本兵、インドネシア人兵補、軍票などの問題

(4) 求められている戦後補償

①韓国・朝鮮～強制連行された労働者、慰安婦、在韓被爆者、「日本人」として裁かれた BC 級戦犯、②中国～強制連行された労働者、慰安婦、③香港～軍票の強制で財産を失った住民、④ミャンマー～泰緬鉄道建設に従事した労働者、⑤台湾～元日本兵、⑥フィリピン・マレーシア・シンガポール～日本軍に虐殺された住民、⑦インドネシア～戦死、預金を失った元兵補、⑧サハリン～置き去りにされた韓国・朝鮮人などについて説明する。

(5) 日韓慰安婦問題合意

〈日韓外相会談の合意内容（骨子）〉

韓国政府が元慰安婦を支援する財団を設立し、日本政府の予算で 10 億円程度を拠出、韓国政府は在韓国日本大使館前の少女像への日本政府の懸念を認知し適切な解決に努力 など

(6) 慰安婦問題について、日本の最高裁判所をはじめ、司法はどのような事実認定を行っているのか。

様々な主張や意見、考え方がある中で、裁判所

はどのような内容の事実を認定し、合意形成を図ろうとしているのか。判決書は、その合意形成の法的基準となり得るものであることを説明。

(7) 実際に戦後補償裁判の判決書を読んでいこう。

・この戦後補償裁判の特徴を説明

【終結】

(8) 私たちが学ばなければならないこと

①詭弁の果てに、共有すべき事実に対面する事をためらい、回避し、傍観し、事実そのものを曖昧の中に消し去ってはならない。

②どのような大義、どのような論理をもってしても、個々の犠牲、一人一人の生命の絶対的尊厳の侵害は、通常の法による手続きを例外として、本来、人がなしうることでできる判断の範囲を超えるもの。

③本判決の意味するところを理解し、本裁判のような隣人が、今後、どのような対応を受けるべきなのかを、自身の人権の問題として、自分の生存権と人格権の問題として、考えてもらいたい。

3.3 活用した判決書について

活用した戦後補償関連の判決書は次の裁判である。

2001 年 3 月 26 日東京地裁判決（棄却、控訴）

2003 年 7 月 22 日東京高裁判決、（棄却、上告）

2004 年 11 月 29 日最高裁判所判決（棄却、確定）

日本の植民地であった旧朝鮮地域において、志願兵制度、徴兵制度、自由募集、官斡旋、国民徴用令の適用等により、旧日本軍の軍人や軍属とされ、また、女性が軍隊慰安婦（従軍慰安婦ともいう）とされた韓国人とその遺族 35 人から、損失補償ないし損害賠償を求めて、1991 年 12 月 6 日、東京地裁に提訴された戦後補償裁判である。

裁判の特色は、(1) 高裁判決は、国が軍人や軍属に安全配慮義務を負っていたこと、原告に関わる個々の行為において義務違反や民法上の不法行為が成り立つ余地があったことを認め、国家賠償法施行（1947 年 10 月）前の公権力行使の責任は問えないとする「国家無答責」の法的適用について、はじめて高裁段階で否定するものとなった。（最高裁は、国の不法行為責任を審理対象としな

いまま上告棄却とした。）

(2) 旧日本軍人の個々の行為の中には、軍隊慰安行為の強制につき不法行為を構成する場合もなくはなかったと推認（推理して認定）されるとして、原告の一部に対し、国が不法行為責任を負うべき余地もあったとの判断を示した。

〈外国籍の原告による日本政府や日本企業を訴訟対象とした裁判は、1990年代以降80件近くを数えている。だが、その多くは、国家無答責の法理、時効、民法724条後段の除斥期間、日韓基本条約等による賠償請求権放棄等を理由に、また最近では、国家補償について両国間の相互保障がないことをもって棄却されている。〉

(3) 本判決は、問題となる事実が歴史に存在した場合、日本という国が、そのことに責任をもつ可能性のあることを明らかにした。

最高裁判決に際し、原告弁護団が、「私たちの主張の一部にせよ、日本の裁判所が原告ら被害者に対する救済の必要性を認め、法律的判断の一部においてこれを認めたことの意義は大きい」との声明を公表した。

以上の(1)～(3)に示された本判決の特色と判決書において認定された軍隊慰安婦の被害の事実が一人一人のいのちの絶対的尊厳の意味を考察させる上で妥当であると判断した。以上の理由で、本研究では上記の判決書を授業実践において活用した。

3.4 分析方法

本研究では、KJ法を活用して、感想文記述81人分を分類した。オリジナルデータをその意味内容ごとに319に切片化した。そして切片化したデータをもとにしてキーワードを作成した。そして、そのキーワードをカードに起こし、319枚を広げ、同じ様な内容を含むものをまとめて分類化した。分類した数は23にカテゴリー化することができた。その分類した感想文をもとにして、最終キーワードをつくり、カテゴリー名をつけた。また、そのカテゴリーに含まれる感想文の数をカウントした。なお、同じ人物の感想文から同じカテゴリーに含まれる切片が複数あるものもあった。

4. 結果

4.1 分析分類の具体的な手順

本研究では表1のような手順で感想文記述を分析し、分類した。表1では感想文記述の一部を示した。表の左から数字は感想文番号、2番目の英字は感想文を意味ごとに分けて切片化し、キーワードはその切片を簡単にまとめ、最終キーワードはKJ法によって分類した内容ごとのものであり、それらの分類から右端のカテゴリー名を生成した。

4.2 最終キーワードとカテゴリー

表1のような手順で81名分319の切片化した授業後感想文記述をキーワード化し、カテゴリー化すると表2のような結果となった。

4.3 判決書教材を活用した「従軍慰安婦」の授業～学びの履歴としての構成要素

表2について、その示された内容を分析すると、判決書教材を活用した「従軍慰安婦」の授業について、次のような学びの履歴が学習内容の構成要素として示唆されるのではないかと考えられる。

まず第一に、この判決書教材の認定された事実から、軍隊慰安婦にされた人々がどのような被害の事実があったのかを具体的に学ぶことができた。そしてその問題が人格権や生存権に関わる重大な人権問題であることを、番号1の「人権問題としての学び」は示しており、44のもっとも多い記述数から、学生たちの学びの柱になったと考えられる。

第二に、表2の「5 15年戦争の内容理解」「7 15年戦争加害の理解」にあるように、学生たちはこの授業を通して中学・高校で学習した15年戦争についてその内容を確認し深く理解することができ、そしてその性格として被害と加害の両面を持つ戦争であったことを理解している。つまり、基礎教養として15年戦争についての学びを深めることができたと考えられる。

第三に、「8 戦後補償問題の内容理解」、「2 慰安婦問題についての内容理解」についてもその数が多い。両方で56におよぶ。このことは、この授業を通して、戦後補償問題はどのようなもので、その中の慰安婦問題とはいったいどのような内容

新福 悦郎

表1

		感想文切片	キーワード	最終キーワード	カテゴリー名
5	a	今回の講義を受けて、旧日本軍人の個々の行為の中にはすごくひどいことがあった。	旧日本軍の加害行為の悲惨さの理解	15年戦争における日本の加害性理解	15年戦争加害の理解
	b	事実の歴史に存在した場合、日本という国がその事の責任をもつことが必要であると思いました。	歴史に対する日本の責任の必要性	慰安婦問題に対しての国の責任の必要性	国の責任の必要性
	c	今後、一人一人の生命の絶対的尊厳の侵害はしてはいけないと思う。戦後補償裁判が適用され不法行為のない国へと変わっていった。	絶対的尊厳の大切さの学び	事実を消し去ることなく、自身の人権問題として考えることの大切さ	人権問題としての学び
	d	今後、どのような対応を受けるべきなのかを自身の人権の問題として、自分の生存権と人格権の問題として考えていきたいとします。	事実を自分自身の人権問題として考えていくことの大切さ	事実を消し去ることなく、自身の人権問題として考えることの大切さ	人権問題としての学び
6	a	今回の講義を受けてニュースでも「慰安婦問題」に関することをたまに見るが、実際に何があったのかは良く分からなかった。小中高で学んだことといえば、1931年の満州事変から1945年のポツダム宣言までの大まかな流れ程度、普通の教育においてはこれぐらいで十分なかもしれないが、戦争を通じてどんなことがあったか、いわゆるグレーゾーンの部分を知る機会を今ではネットを通じて観ることができるが、私は詳しくは知らなかったのも、とても考えさせられる時間だった。	慰安婦問題についての講義による学び	慰安婦問題についての内容理解	慰安婦問題の内容理解
	b	当時の17～18才の女性たちを狙って人生を狂わされたという事実を知るべきであり、それがもし自分の立場だったらどうだろうかと聞かれたらたまったものではない。	女性の被害に対して自分の立場で考えるつらさ	慰安婦の受けた被害に対する悲しみの共感	慰安婦への共感
	c	この慰安婦問題だけでなく強制連行され働いた人、徴兵された人など、人間を便利な道具としてではなく、文化の違いなどもあるがお互いに尊重し合うことが大切だと考えた。	戦後補償問題において、お互いの人権を尊重し合うことの大切さについての考察	事実を消し去ることなく、自身の人権問題として考えることの大切さ	人権問題としての学び
7	a	日本は戦争をして戦い勝つことで植民地を増やしていったが、満州事件や五・一五事件によって国際連盟を脱退していたことが分かった。	15年戦争の歴史的事実の学び	15年戦争の歴史的事実についての内容理解	15年戦争の内容理解
	b	日本政府は植民地にしていた朝鮮半島や東南アジアなどに多大な被害、加害行為を行っていると分かり、がっかりしました。	15年戦争における日本の加害行為の学び	15年戦争における日本の加害性理解	15年戦争加害の理解
	c	昔、慰安婦問題についてニュースで見ることがありました。戦後の補償裁判によって数々の裁判が行われたが、ほとんどは棄却であったことが分かった。	慰安婦問題の戦後補償裁判による棄却についての学び	慰安婦問題についての裁判内容の理解	裁判の内容理解
	d	戦争というものは全国を変え、日本も変えました。初めは勝って占領地を増やしていった日本ですが、ミッドウエー海戦で大敗後、日本軍が弱くなった頃、東京大空襲や広島・長崎などでたくさんの国民を失い、たくさんの犠牲者を出したことに気づいて、ポツダム宣言を行った。ポツダム宣言をしたことで日本は降伏し、二度と戦争をしないと誓ったことが分かりました。	15年戦争において歴史的事実の学び	15年戦争の歴史的事実についての内容理解	15年戦争の内容理解
	e	日本は全国から大きな恨みを持っていることが分かりました。日本はやって来た事の後悔をしながら、今に至っているんだなと思いました。戦争はやってはいけないことなんだと改めて深く感じました。	15年戦争によって日本が対外的に恨みをかい、日本は後悔しながら今に至っていることの理解	15年戦争における日本の加害性理解	15年戦争加害の理解

戦後補償問題と歴史認識育成についての一考察―判決書教材活用授業による感想文を分析して―

8	a	今回の授業を受けて学んだことは、戦争という人間のいい加減な争いにより罪のない人々がたくさん被害を受け、その人の人生に深い傷を負わせてしまったことを改めて学ぶことができた。	戦争が罪のない人々をたくさん被害を与え人生に深い傷を与えてしまうことの学び	事実を消し去ることなく、自身の人権問題として考えることの大切さ	人権問題としての学び
	b	実際のところ、このような慰安婦問題はテレビや学校の歴史などでしか見たり、聞いたりしてきませんでしたが、今回の講義では軍隊慰安婦の実態を知ることのできるいい機会だったと思います。	軍隊慰安婦の実態を学ぶことのできた講義であった。	慰安婦問題についての内容理解	慰安婦問題の内容理解
	c	また、軍隊慰安婦問題では最高裁判所が事実認定を行っていることを知り、そのような史実が本当に起こっていたんだと思うと恐ろしいことを日本は行っていたのだと感じました。	最高裁による事実認定において軍隊慰安婦問題の恐ろしさについての学び	慰安婦問題についての裁判内容の理解	裁判の内容理解
	d	最後に今回の講義で強く共感できたのはどのような大義、どのような論理をもってしても、個々の犠牲は、一人一人の命の絶対的尊厳の侵害は犯してはならないということに対して共感するところがありました。	個々の犠牲は一人一人のいのちの絶対的尊厳を侵害を犯してはならないことに対する共感	事実を消し去ることなく、自身の人権問題として考えることの大切さ	人権問題としての学び
9	a	戦後補償や慰安婦問題などはニュースでよく聞いたことがあったが興味はわかずあまり気にして見たことがないために詳しくは今まで知らなかった。	戦後補償や慰安婦問題に対してこれまでよく知らなかった。	戦後補償問題についての内容理解	戦後補償問題の内容理解
	b	しかし、今回の授業を受けて、戦後補償の内容が慰安婦がきわめて残忍なことだったということを知って唖然とした。特に軍隊慰安婦のC,D,E,F,G,Hの6人の女性のところの文は読んでいてとても心が痛かった。	慰安婦問題がきわめて残忍であることを理解し、慰安婦の女性に対する痛みへの共感	慰安婦の受けた被害に対する悲しみの共感	慰安婦への共感
	c	この授業を受けていなかったら、慰安婦のことを知らうと自分からはしなかったと思うので、このような大きな問題を知る機会があってよかったと感じた。	授業に対して、慰安婦問題を知ることができた機会であったことに対する感謝	慰安婦問題についての内容理解	慰安婦問題の内容理解

のものなのかを具体的に学ぶことができたということを示している。本判決書教材を活用した授業では、15年戦争の学びよりも、戦後補償問題、特に慰安婦問題を学ぶことができることを示している。

第四に、「2 裁判の内容理解」が28であることから、戦後補償裁判としての本裁判判決書の認定された具体的な慰安婦をめぐる事実の学習と裁判官の判断の学びから、戦後補償裁判がどのようなものなのかの内容理解を深めることができたと考えられる。同時に、「3 国の責任の必要性」が34におよぶが、その裁判の内容理解を通して、慰安婦問題に対して国の責任の必要性を痛感させることになったと思われる。

第五に、「6 慰安婦への共感」が19見られるが、

これは判決書に記された慰安婦の被害事実の重さを学んだ学生が、前記の「3 国の責任の必要性」を思考したと同時に、慰安婦の痛みを感じ、自分の人権の問題として考えた結果が、共感につながっていったのであろう。さらに、「18 慰安婦への謝罪」や「20 被害者救済の必要性」にまで言及する学生も見られた。

第六に、「9 二度と繰り返さず生き方としての考察」「10 事実の学びと後世へ伝える重要性」の二つで24の感想記述が見られた。これは、慰安婦問題を学んだ学生たちが、今後への社会に対しての自分なりの意志や意欲を示した記述内容である。歴史的事実の学びだけでなく、新しいこれからの時代に対する自分なりの思いであり、本学習による学びを肯定的に受け止め、積極的に歴史か

ら未来へつなげていこうという歴史意識を育成できたのではないかと考えられる。

同様に、第七においても、「11 世界の現状への考察」「13 現代社会や歴史問題についての興味関心と今後への決意」の記述が両方で 17 見られる。これも、日本だけの視点で考察するのではなく、広く世界との関わりや他の現代社会における課題と重ね合わせた感想であり、慰安婦問題の学習が契機となったものである。また、「14 日本政府の外交政策についての考察」「15 日本社会との関連からの考察」「16 日韓関係の外交と慰安婦問題」「23 外交上の影響」などの記述も見られるが、これらは日本の外交政策との関連から考察したものである。

最後に、「12 慰安婦問題への批判的否定的考察」

のカテゴリーも生成されているが、これは慰安婦問題について否定的に考察し、述べているものである。記述数としては 9 あるが、実際のところは 4 人による感想記述である。裁判所の判断や認定された事実の学習後にも、慰安婦問題についての否定的で批判的に考察しており、判決書教材の学習がすべての学生たちに受け入れられたわけではないことを示している。それだけ、慰安婦問題についての嫌悪感というのは日本社会に根付いている部分があるのではないかと考えられよう。また、「19 裁判への疑問と批判」「22 慰安婦問題事実への疑問」の記述も少しばかり見られるが、これもそのことを示しているのであろう。

表2

番号	キーワード	カテゴリー	記述数
1	事実を消し去ることなく、自身の人権問題として考えることの大切さ	人権問題としての学び	44
2	慰安婦問題についての内容理解	慰安婦問題の内容理解	38
3	慰安婦問題に対しての国の責任の必要性	国の責任の必要性	34
4	慰安婦問題についての裁判内容の理解	裁判の内容理解	28
5	15年戦争の歴史的事実についての内容理解	15年戦争の内容理解	23
6	慰安婦の受けた被害に対する悲しみの共感	慰安婦への共感	19
7	15年戦争における日本の加害性理解	15年戦争加害の理解	18
8	戦後補償問題についての内容理解	戦後補償問題の内容理解	18
9	慰安婦問題を二度と繰り返さず、自分自身の生き方と重ねる	二度と繰り返さず生き方としての考察	14
10	慰安婦問題の事実を学び、後世に伝えていくことの大切さ	事実の学びと後世へ伝える重要性	13
11	世界の現状と重ね合わせての考察	世界の現状への考察	10
12	慰安婦問題に対しての批判的否定的考察	慰安婦問題への批判的否定的考察	9
13	慰安婦問題や戦後補償裁判、日本の現代社会や国際社会について今後興味関心を持ってマスコミなどに目を向けていきたい	現代社会や歴史問題についての興味関心と今後への決意	7
14	日本政府の日韓慰安婦会談についての考察	日本政府の外交政策についての考察	6
15	現在の日本社会の状況や変化についての考察	日本社会との関連からの考察	6
16	日韓関係の外交と慰安婦問題への言及	日韓関係の外交と慰安婦問題	6
17	戦争は遠くから来るという学び	戦争の性格についての学び	6
18	被害を受けた慰安婦への謝罪の必要性	慰安婦への謝罪	5
19	裁判内容についての疑問と批判	裁判への疑問と批判	5
20	慰安婦問題の被害者救済の必要性	被害者救済の必要性	3
21	その他	その他	3
22	慰安婦問題の事実についての疑問	慰安婦問題事実への疑問	2
23	戦後補償問題の外交上の影響	外交上の影響	2

5. 本研究の成果と課題

本研究では、これまで戦後補償問題の裁判の一つである「2001年3月26日東京地裁判決、2003年7月22日東京高裁判決、2004年11月29日最高裁判所判決」の判決書教材の活用によって、「従軍慰安婦」の事実認識の育成は可能なのか、そしてその認識はどのようなものなのか、その学びが学習内容の構成要素として示唆されるのではないかと考え感想文記述を分析分類することで明らかにしてきた。

その結果、表2に見られるように23のカテゴリー名として、記述内容を分類することができた。そして、それらのカテゴリー名を分析することを通して、8つのことが結論として見えてきた。「①人権問題としての学び」「②15年戦争の性格と内容理解」「③戦後補償問題、特に慰安婦問題についての内容理解」「④戦後補償裁判の内容理解と国の責任の必要性」「⑤慰安婦への共感と謝罪、救済の必要性」「⑥今後の社会への自分なりの意志・意欲」「⑦世界や現代社会との関連考察」「⑧慰安婦問題への否定的批判的考察」がこれまでの分析や分類を通して、本判決書教材を活用した学習内容における構成要素であると考えられる。

これらの8つの内容から、本学習は学生たちに慰安婦問題についての事実認識を育成しただけでなく、戦後補償裁判の内容理解を可能にし、国の責任の必要性や慰安婦に対する共感や救済の必要性を考察させるものとなっている。さらに、今後の社会や世界、現代社会についての考察にまで高め、自分なりの意志・意欲を高めるものとなっていることが示唆されよう。

本研究の課題は、授業者が論者のみであり、普遍性という点で疑問がある。今後、別の教員が本判決書を活用した授業でどのような結果になるのか、分析が必要となろう。

<参考文献>

- (1) 山元研二「判決書教材を活用した戦後補償の授業ー「慰安婦」問題を素材としてー」日本社会科教育学会編『社会科教育研究』No.121、2014、pp.115-126
- (2) 川田文子編『授業「従軍慰安婦」歴史教育と性教育からのアプローチ』教育史料出版会、1998
- (3) 石出法太・金富子・林博史『教科書に書かれなかつ

た戦争 Part27「日本軍慰安婦」をどう教えるか』梨の木舎、1997

- (4) 中條克俊「あなたは日本軍『慰安婦』を知っていますか?」『歴史地理教育』819号
- (5) 平井美津子「歴史教育を歪曲する動きに抗って」『教育』811号
- (6) 『判例時報』184号、p.32
- (7) 梅野正信『裁判判決で学ぶ日本の人権』明石書店、2006

【付記】

本研究は、平成29年度石巻専修大学研究助成（個人研究）「中学校社会科教育における地域教材開発の研究」の成果の一部です。